



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。</p> <p>茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 (一般廃棄物処理手数料) 第35条 地方自治法第227条の規定により徴収する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料(以下「一般廃棄物処理手数料」という。)は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>2 市長は、特別の取扱いを要する場合又は処理作業が困難な場合は、一般廃棄物処理手数料の額の50パーセント以内において規則で定める額を加算することができる。</p> <p>3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料の額(前項の規定により一般廃棄物処理手数料の額に加算した場合にあっては、当該加算した額を含む。)を減免することができる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、一般廃棄物処理手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (市町村の処理等)</p> <p>第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。)しなければならない。</p> <p>2 市町村が行うべき一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)</p> <p>第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 受託者が受託業務(非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。)を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 (環境指導員)</p> <p>第10条 市長は、減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理を推進するため、環境指導員を設置する。</p> <p>2 環境指導員は、社会的信望があり、かつ、減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理並びに地域の環境の保全の推進に熱意と識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則 (環境指導員の職務等)</p> <p>第3条 条例第10条第1項の環境指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1) 市が行う減量化及び資源化の運動に対する参加及び協力に関すること。</p> <p>(2) 地域における減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理等に関する指導及び啓発に関すること。</p> <p>(3) 条例第11条第2項に規定する廃棄物等集積場所に関する指導に関すること。</p> <p>(4) その他一般廃棄物に関する市との連絡調整に関すること。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例 (空き缶等の投棄等の禁止)</p> <p>第6条 何人も、公共の場所等にみだりに空き缶等又は吸い殻等を投棄し、又は放置してはならない。</p> <p>2 何人も、海岸、河川その他の公共の場所において調理を伴う野外活動を行うときは、調理くず等を投棄し、又は放置してはならない。</p> <p>(土地の適正管理)</p> <p>第8条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地にみだりに廃棄物が投棄されることのないよう、その土地の適正な管理に努めなければならない。</p>





法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>神奈川県事務処理の特例に関する条例            （市町村が処理する事務の範囲等）</p> <p>第3条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <p>（別表抜粋）</p> <p>60 動物の愛護及び管理に関する法律（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>（1） 法第35条第1項本文（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、犬又は猫を引き取ること。</p> <p>（2） 法第35条第1項ただし書の規定により、犬又は猫の引取りを拒否すること。</p> <p>（3） 法第35条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、犬又は猫を引き取るべき場所を指定すること。</p> <p>（4） 法第36条第1項の規定により、負傷動物等及び動物の死体の発見者からの通報を受けること。</p> <p>（5） 法第36条第2項の規定により、負傷動物等及び動物の死体を収容すること。</p> <p>（6） （1）から（5）までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p> <p>（別表右欄）</p> <p>市町村（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除き、藤沢市及び茅ヶ崎市以外の市町村にあっては、左欄(4)及び(5)に掲げる事務のうち動物の死体に係るものに限る。)</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (市町村の処理等) 第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。 (一般廃棄物処理施設の維持管理等) 第8条の3 第8条第1項の許可を受けた者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第2項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第9条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。)に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。 2 第8条第1項の許可(同条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>電気事業法 (事業用電気工作物の維持) 第39条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。 (定期安全管理検査) 第55条 次の各号に掲げる電気工作物(以下この条において「特定電気工作物」という。)を設置する者は、主務省令で定めるところにより、定期に、当該特定電気工作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。 一 発電用のボイラー、タービンその他の主務省令で定める電気工作物であつて前条で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの 2 前項の検査(以下「定期事業者検査」という。)においては、その特定電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （市町村の処理等）</p> <p>第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。</p> <p>（一般廃棄物処理施設の維持管理等）</p> <p>第8条の3 第8条第1項の許可を受けた者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第2項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第9条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。）に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。</p> <p>2 第8条第1項の許可（同条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （市町村の処理等）</p> <p>第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。</p> <p>（一般廃棄物処理施設の維持管理等）</p> <p>第8条の3 第8条第1項の許可を受けた者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第2項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第9条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。）に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。</p> <p>2 第8条第1項の許可（同条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</p>





<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>建築基準法 (報告、検査等)</p> <p>第十二条 第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。</p> <p>2 市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。</p> <p>同法施行令（委託の基準）</p> <p>第4条 法第6条の2第2項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。</p> <p>二 受託者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>三 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従つて他人に委託して受託業務を実施する者であること。</p> <p>四 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。</p> <p>五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。</p> <p>七 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。</p> <p>八 委託契約には、受託者が第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。</p> <p>九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。</p> <p>イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。</p> <p>(1) 処分又は再生の場所の所在地</p> <p>(2) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名</p> <p>(3) 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法</p> <p>(4) 処分又は再生を開始する年月日</p> <p>ロ 一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法</p> <p>第3条 保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。</p> <p>2 所有事業者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去するよう努めなければならない。</p> <p>3 保管事業者及び所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。</p> <p>第6条 政府は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画 低濃度ポリ塩化ビフェニルの処理期限：令和9年3月31日</p>